別記３０　[建築物の屋上に設置する航空機給油取扱所]

（平成２７年１２月８日消防危第２６８号）

１ 設置基準及び許可範囲等

（１）航空機給油取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に設置すること。

（２）航空機給油取扱所として規制を受ける部分は、建築物全体ではなく、給油設備、航空機に直接給油するための空地、配管、その他危険物関連機器等とすること。なお、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（以下「危険物タンク」という。）は屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所として許可するものとし、ポンプ機器はこれらの許可施設に附属する設備として取り扱うこと。

なお、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのポンプ機器から給油設備に危険物を注入するための配管の規制範囲については、別記１４「製造所等（移送取扱所を除く。）における配管の附属範囲」によること。　（＊＊＊）

（３）ポンプ機器及び危険物タンク（指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを含む。）は２階以上の階に設置しないこと。

（４）貯蔵し、又は取り扱う危険物は、Jet A-1（日本産業規格K2209の航空タービン燃料油１号）とすること。また、航空機給油取扱所の許可数量については、建築物の屋上で航空機に給油する場合の１日の最大取扱量により算定すること。当該取扱量が指定数量の５分の１以上指定数量未満となる場合は、堺市火災予防条例に基づく少量危険物貯蔵取扱所として取り扱うこと。

２ 航空機給油取扱所の設備

（１）給油設備は、規則第26条第３項第１号ロの規定による、給油配管（燃料を移送するための配管をいう。）及び当該給油配管の先端部に接続するホース機器とすること。

（２）手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを設けないこと。

（３）配管は、政令第９条第１項第21号の規定の例によるほか、次によること。

①　配管から危険物が流出した場合において、危険物及び可燃性蒸気の建築物への流入を防止するため、以下のいずれかの措置を講ずること。

ア　さや管又はこれに類する構造物（パイプシャフト等）の中に配管を設置する。

イ　屋外に配管を設置するとともに、建築物の開口部及びその上部の外壁部分への設置を避ける。

②　点検が容易でない場所に設ける配管及び建築物外に設置された危険物タンクと建築物との連絡部分に設ける配管の接合は、溶接その他危険物の流出のおそれがないと認められる方法によること。

③　配管が建築物の主要構造部を貫通する場合は、その貫通部分に配管の接合部分を設けないこと。

④　配管には、見易い箇所に取り扱う危険物の物品名を表示すること。なお、当該表示については、屋内に設けられる配管にあっては、点検のために設けられた開口部にある配管ごとに、屋外にある配管にあっては、見易い箇所に１箇所以上表示すること。

⑤　屋上に電磁弁を設ける等により、給油量を管理し、必要以上の危険物が屋上に送

油されないための措置を講ずること。

⑥　ポンプ吐出側直近部分の配管に逆止弁を設ける等により、配管内の危険物がポンプ機器付近で大量に流出することを防止するための措置を講ずること。

⑦　前１．（２）により、配管が屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所の附属範囲として規制を受ける部分についても、上記①～⑥によること。　（＊＊＊）

（４）ポンプ機器を停止する等により危険物タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。また、当該装置の起動装置は、火災その他の災害に際し、速やかに操作することができる箇所に設けること。

（５）消火設備については、危政令第20条の基準によるほか、第３種の消火設備を設置することが望ましいこと。

３　給油体制

給油は、火災その他の災害が発生した際に危険物の移送の緊急停止、初期消火、通報等の必要な対応が速やかに実施できるよう適切な体制で行うこと。

４　予防規程

災害その他の非常の場合に取るべき措置として、危険物の移送の緊急停止、初期消火、通報等に関する事項を定めること。

５　避難経路

屋上からの避難経路については、複数設置することが望ましいこと。

６　連結送水管

航空機給油取扱所の回転翼航空機の発着場には、連送水管を設置することが望ましいこと。

（＊＊＊）

７　緊急離着陸場

建築物の屋上に設置する航空機給油取扱所が緊急離着陸場（災害活動等に際し、航空法（昭和２７年法律第２３１号）第７９条で定めるヘリコプターの離着陸できる場所以外で、緊急用ヘリコプター（航空法第８１条の２の適用を受ける状況下で消防活動を行うヘリコプターをいう。）が離着陸する場所をいう。）に設置される場合は、その設置又は変更の工事に係る許可等に際しては、警備課と密に連絡調整を行うこと。　（＊＊＊）